

雪害対策関連情報

📢 広報 あさひまち

令和4年2月1日号

③

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

令和3年度雪害対策（農林関連）事業について

大雪による農業者支援として、雪害対策事業を行います。事業を希望される方は2月25日（金）まで役場へ問合わせください。

補助要件等については下記のとおりです。

▶対象事業

①融雪剤購入事業（農政係）

内容：融雪剤の購入に関する経費
対象：融雪剤を散布する水田及び樹園地
補助率：事業費の1/6または300円/10アールのいずれか低い額

②農道除雪対策事業（事業係）

内容：農道除雪に要した経費
（町に農道除雪依頼の申請を行い、町が除雪を行った場合に限る）
補助率：上記に要した経費の1/2の額

▶問合せ先

農林振興課 ☎67-2114

朝日町民間事業所等排雪支援事業補助金について

1月19日に朝日町豪雪対策本部が設置された事に伴い、民間事業所等で敷地内に除雪した雪を、敷地外へ運搬等で排雪した際の費用を支援します。

▶補助対象者

町内に住所を有し、施設（工場、社会福祉施設、商店等）の建つ土地の排雪を行った事業者で、次のいずれにも該当していること。

- ①町税を完納していること
- ②法人格を有していること又は商工会に加入していること

▶対象経費及び補助率

令和4年1月1日以降に排雪を行うために要した経費（※除雪に要した経費は対象外）

【委託の場合】

民間事業者（建設業者等）に委託した経費の1/2以内の額。ただし自宅と構造上一体の場合は1/3以内の額

【自前の場合】

自前の車両等で排雪した場合は、1日あたり

45,000円上限。ただし自宅と構造上一体の場合は、1日あたり30,000円上限。

▶交付申請

交付申請書（兼実績報告書）に次の書類を添付して総合産業課へ提出。（※交付申請書は町ホームページからダウンロードできます）

- ①排雪作業日報
（作業日と業務内容等が記載されており、委託の場合は双方の確認印があること）
- ②対象経費分に係る領収書
（すべて自前の車両等で排雪した場合は、車検証のコピー）
- ③完納証明書

▶申請期限

令和4年3月14日（月）

▶申込み・問合せ先

総合産業課 商工観光係
☎67-2113